

別添

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに  
同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

平成 15 年 10 月 1 日国自技第 149 号、国自環第 131 号

最終改正：平成 29 年 7 月 3 日国自環第 63 号

改正	現行
<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車 ((1) 1) に示す自動車（騒音防止装置を共通構造部の範囲に含むものに限る。) であって、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であることを道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの、(1) 1) から 4) に示す自動車であって、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置及び同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの並びに道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 の規定に基づく型式指定番号標により確認できるものを除く。) を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係</p> <p><u>次に掲げる自動車（道路運送車両法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けたもの及び道路運送車両法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査</u></p>	<p>1. 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、次の自動車 ((1) 1) に示す自動車（騒音防止装置を共通構造部の範囲に含むものに限る。) であって、道路運送車両法第 75 条の 2 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部であることを道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの、(1) 1) から 4) に示す自動車であって、道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置及び同条第 7 項の規定によりその型式について指定を受けたものとみなす騒音防止装置を道路運送車両法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示により確認できるもの並びに道路運送車両法第 75 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について指定を受けた騒音防止装置を道路運送車両法施行規則第 62 条の 4 の規定に基づく型式指定番号標により確認できるものを除く。) を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項関係</p>

<p><u>証が返納されたものを除く。)</u></p> <p>1)～4) (略)</p> <p>5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 83 条の適用を受ける自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項関係</p> <p>1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）であって、車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のもの並びに軽自動車</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ 細目告示第 41 条第 1 項第 3 号に定める基準</p> <p>ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2) ～3) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>1)～4) (略)</p> <p>5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 83 条の適用を受ける自動車（側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車を除く。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づき、次の基準を指定する。</p> <p>(1) 道路運送車両法施行規則第 36 条第 6 項関係</p> <p>1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車</p> <p>一 普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）であって、車両総重量 3.5t 以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下のもの並びに軽自動車</p> <p>① 型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車</p> <p>イ <u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 41 条第 1 項第 3 号に定める基準</u></p> <p>ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2) ～3) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
---	--